

令和5年第4回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和5年 5月15日

閉会 令和5年 5月15日

熊本県球磨郡湯前町

令和5年第4回臨時会

会 期 令和5年5月15日(月) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
5	15	月	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号
5 月 1 5 日 (月)

令和5年第4回湯前町議会臨時会

〔第1号〕

令和5年5月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 2号	専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）
日程第 4	承認第 3号	専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 5	議案第35号	令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	西	村	洋	一	税	務	町	北	崎	真	介
保	健	福	高	木	堅	介	建	設	水	稻	森	一	彦
企	画	観	伊	藤	賢	一	教	育	課	浅	田		徹
農	林	振	高	橋		誠	会	計	管	中	園	誠	二

開議 午前 10 時 07 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 5 年第 4 回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 3 承認第 2 号 専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）

議長（金子光喜君） 日程第 3、承認第 2 号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 承認第 2 号、専決処分承認について提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和 5 年 4 月 1 日施行に伴い、条例の一部を改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

税務町民課長（北崎真介君） 承認第 2 号、湯前町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は、令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法を始めとした上位法令等の一部改正に伴い行ったものでございます。なお、議案説明資料にあります地方税法等の一

部を改正する法律及び政令の概要は総務省の資料で、改正する地方税法等の概要ですので、都道府県税も含んでおります。森林環境税の他、それほど大きな改正はございませんが、それを受けての税条例の改正ですので、参考にご覧ください。

それでは、10ページからになります。新旧対照表によりご説明します。改正の箇所は、新旧対照表の、下線表示がある部分になります。

第34条の9第2項は、森林環境税の導入により、施行令が改正され、下線表示の部分が追加され、「充当」を「納付・納入」に改め、規定を整備したものでございます。以下、地方税法等の改正を、単に法改正とさせていただきます。それ以外の法律等は、必要に応じてお示しします。

11ページをご覧ください。

第36条の3の2第2項は、給与所得者の扶養親族等申請書についての新設です。これは扶養親族等申告書の内容に異動がない場合の記載事項の簡素化を目的としております。

第36条の3の2第3項から第6項は、12ページにかけて法改正に伴う項ズレの反映となります。12ページの中ほど、第38条は森林環境税の導入に伴う改正で、見出しにそれを含むため、等を追加しました。第1項は、「によって」を「により」と以下にも出てまいります。書きぶりの統一を図っております。

第3項は新設で、森林環境税の導入に伴う賦課徴収の規定となります。

第41条は、森林環境税の導入に伴い、納税通知書へ記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものと、字句の整理となります。

第44条も同じく森林環境税の導入に伴い、特別徴収により徴収する給与所得者に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むとする規定となり、13ページの第2項以下、14ページまでの第6項までの各項は、字句の整理となります。

続けて、第46条につきましては、同じく施行規則様式の新設に伴う改正に合わせた改正で、特別徴収義務者の納入に際しての様式を規定するためのものです。

15ページをご覧ください。

中ほど、第47条の2では、16ページ中ほど、右側の改正前、第2項を削り、その下第3項を左側の改正後のとおり、第2項に改めこれも同じく法改正により、特別徴収から普通徴収への繰入について、他の未納に係る徴収金を改正前の末尾の下線部分、充当するという表現から、納付し又は納入することを委託したものとみなすと改め規定したものでございます。

17ページをお願いします。

第48条第1項及び第50条第1項は、法人町民税の申告納付に係る施行規則の様式の新設に伴う改正となります。18ページの第82条第1号は、19ページをお開きくだ

さい。規則改正に伴うミニカー区分の適正化で、ミニカーの要件にも該当する三輪以上の特定小型原付を除外するものでございます。除外された特定小型原付は同号のイに該当することとなります。

第98条は、第1項及び第5項並びに20ページにかけて第101条第1項も先ほどの第48条第1項等と同様に施行規則様式の新設に伴う改正です。こちらは、たばこ税の申告納付に係るものです。以下、附則については、主なもののみ説明します。

附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例ですが、法改正によるその適用期限の延長で、令和9年度までとなります。

附則第10条は、令和3年度改正による法附則第64条が削られる改正規定が令和5年4月1日に施行されることによります。

附則第10条の2については、21ページから22ページにかけてですが、第3項から第25項までは、法改正にあわせた項ズレによる改正です。また、22ページの中ほどの下ですが、改正前の第27項は、附則10条と同様に、法附則第64条が削られるため、削除され、改正後の第27項は、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の割合を3分の1と定める新設の規定となります。

その下、附則10条の3第12項については、法規定の新設に合わせた新設です。大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものがすべき申告についての規定となります。以下、項ズレによる改正です。

23ページ下になります。

附則第10条の4第2項は、法改正に合わせた改正で、24ページをご覧ください。平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用する課税年度が令和5年度分及び令和6年度分と延長となるものです。

同じく附則第10条の5第2項は、平成30年7月豪雨に係るもので、同様の改正となります。附則第10条の6は、26ページにかけて法規定の新設にあわせた新設です。令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするべき申告等の規定となります。26ページ中ほど、改正前の附則第15条の2は、法改正にあわせた削除です。軽自動車税の臨時的軽減措置に係る規定の削除となります。そのまま下の法附則第15条の2の2を、改正後、左側ですが、法附則第15条の2に改め、その第4項では、メーカー等の不正行為に起因する、メーカーに負わせる環境性能割の不足額の徴収に加算する割合を再発防止強化のため100分の35に引き上げ、変更するものです。

右側の改正前、附則第15条の6第3項は法改正に合わせた削除です。これも臨時的な軽減措置に係る規定の削除となります。

一番下、法附則第16条は、27ページをご覧ください。第1項は、法附則改正による項ズレによる改正です。第2項につきましては、電気自動車等に係る軽自動車税の種

別割のグリーン化特例期限を3年延長するものです。法改正による区分の変更等により、右側改正前の第3項以下、28ページの第6項までを削除し、右側の改正前の第7項、29ページの第8項が項ズレして、左側改正後それぞれ第3項、第4項とし、軽減規定を読み替える規定の整備で同時に期間を延長するものです。低炭素社会の実現や環境対策のため、営業用乗用車など軽減される措置が段階的に廃止されていくこととなります。

29ページの中ほど、法附則第16条の2第1項は、法附則改正による規定の整備です。第3項につきましては、法附則第15条の2と同様メーカー等の不正行為に起因する、種別割の不足額の徴収に加算する割合を100分の35に改正するものです。これら軽自動車税関連の一連の改正は、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等による自動車の納期の遅延が発生している状況を踏まえた異例の措置としての税率区分の据え置き、また、一部の自動車メーカーによる燃費性能、排出ガス性能に係る不正行為に対する強化措置であり、更に2035年までに新車の乗用車販売を電動車100%とする政府目標と整合させ、一層の普及促進を図るという観点から、燃費基準達成度にかかる要件について、3年間で段階的に引き上げていくようにしたものと思われま

す。

附則第17条の2第1項、30ページにかけて、第2項は法改正にあわせた改正で、いずれも長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例の適用期限の延長です。令和5年から令和8年までとなりました。30ページの下ほどですが、附則第25条は、新型コロナウイルス感染症にかかる寄附金税額控除の特例について、法附則の改正により不要な字句の削除による規定の整備となります。

8ページに戻りまして、附則第1条において、この条例は令和5年4月1日から施行としていますが、各関連法令等の施行日、又は条例改正の各々対応するところを、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日と施行日を区分して定めております。

第2条以下、9ページの第4条まで、この改正による適用について、各税の経過措置をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、「専決処分承認について「湯前町税条例の一部を改正する条例」を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第4 承認第3号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議長（金子光喜君） 日程第4、承認第3号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 承認第3号、専決処分承認について提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和5年4月1日施行に伴い、条例の一部改正が必要となり専決処分したものでございます。

詳細につきましては課長より説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

税務町民課長（北崎真介君） 承認第3号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は国民健康保険を行う市町村が、その特別会計において負担する費用に充てるため、国民健康保険税を課すことができる旨、地方税法第703条に規定されておりますが、課税額の合計額やその区分等のほか、第11、第19、第27項それぞれに基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、納税者間の負担の公平を考慮して政令の定める金額を超えることができないとあり、その政令である地方税法施行令に規定されている金額の改正によるものでございます。これは、先に公布済みの国民健康保険法の一部の改正と同様でございます。

今回の改正では、大きく2点ありまして1点目は、課税限度額の引き上げで、2点目は、5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しでございます。

1点目の課税限度額の引き上げについては、医療給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることにより、課税の公平性と低所得者層の負担増に配慮しつつ、中間所得層の負担の軽減を図るためのものでございます。被用者保険において0.5から1.5%になるよう法定されている課税限度額の超過世帯割合について、国民健康保険では1.5%台となるよう課税限度額を段階的に引き上げられてきております。令和5年度はこのままでいきますと1.56%と想定されておりますので、

この改正によって1.51%となる見込みとなっております。基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、後期高齢者支援金課税額を2万円引き上げ、基礎課税分及び介護納付金課税額は据え置きとなりました。この改正により、課税限度額の総額は102万円から104万円となりました。令和4年度で見ますと後期高齢者支援金課税額で対象が3世帯、全体の0.5%増収となる額は14万円程度となっております。また、確定申告後の所得の把握、整理が終わっておりませんので、令和5年度での試算が出来ておりませんが、令和4年度の超過税額が大幅になっている訳ではありませんので、この2万円の引き上げが令和5年度においても丸々増収とはならないと予想しております。減収額は補てん目的で、国、県、町からそれぞれの割合にて負担され、繰り入れられます。

それから、2点目の5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しについては、令和2年度の改正で既に見直されておりますが、今回、経済動向等を踏まえ、これまで、この軽減を受けている世帯が、生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けられるようにするための改正となります。それぞれの軽減の基準額の見直しにより、引き上げとなりますので、実際には軽減に該当する世帯が増加すると見込まれております。課税限度額の引き上げ同様、令和5年度の課税が確定しておりませんのでその影響はまだ分かりませんが、令和4年度で試算しますと2割軽減であった6世帯が5割軽減へ移行し、増加する軽減額は10万円程度となります。また、新規で2割軽減となる世帯は無いようです。なお、この減収額は、国、県、町からそれぞれの割合で負担され繰り入れられます。

それでは、5ページの新旧対照表からご説明いたします。

第2条第2項については、後期高齢者支援均等課税額の合算額と超える場合の額を20万円から22万円に改めました。第23条第1項につきましては、軽減額の合算額のうち後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げにより20万円から22万円に改め、第2号では5割軽減の所得の基準額を算定する計算のうちで、被保険者数等にかける額28万5,000円を29万円に6ページの上ですが、第3号で2割軽減の同様の額、52万円を53万5,000円に改めました。

第23条の2につきましては、今回の改正に伴う規定の整備となります。第24条の2第2項及び7ページの附則第2項以降11ページの第13項までは、対応する法令等の規定の書きぶりとは合わせるものがございます。また、効果に違いはありませんが、附則において前後に比して抜けていた附則の見出しである施行期日及び適用区分を付しました。12ページも同様です。

4ページに戻りまして、附則において、この条例は令和5年4月1日から施行としております。また、承認説明の資料としまして、議案説明資料フォルダ内に改正に係る政

令の概要及び改正の内容についてのイメージ図を添付しておりますので参考にご覧下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第3号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

- - - - -

日程第5 議案第35号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第35号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第35号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,182万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,882万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金や子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナワクチン接種事業費などで、住民生活に直結する緊急性の高い事業に関しまして予算を計上させていただきました。

詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第35号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

それでは議案書の事項別明細書の歳出からご説明いたします。11ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

款2総務費、項1総務管理費、目14電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費に総額で1,965万4,000円を計上いたしました。この事業は、令和4年

度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と令和4年1月以降の家計急変世帯に1世帯当たり3万円を給付するものです。

節3 職員手当等5万円は、この事業に関します職員の時間外勤務手当等を計上いたしました。

節10 需用費13万6,000円は事業に関する消耗品費10万円、通知発送用封筒の印刷製本費3万6,000円を計上いたしました。

節11 役務費21万8,000円は通知関係の切手代として通信費15万円、口座振込手数料6万8,000円を計上いたしました。

節12 委託料140万円はシステム改修業務委託料でございます。

節18 負担金補助及び交付金1,785万円は先ほど説明いたしました通り、市町村民税均等割が非課税である世帯と家計急変世帯に1世帯当たり3万円を給付するものです。595世帯を見込んでおります。なお、財源は国から地方創生臨時交付金(重点交付金)低所得者支援分1,280万8,000円が措置されております。

次に款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節12 委託料に新型コロナワクチン接種移動支援業務委託料35万円を計上いたしました。高齢者のワクチン接種会場までの移動を支援いたします。

次に、項2 児童福祉費、目5 子育て世帯生活支援特別給付金、その他世帯分給付事業費320万6,000円を計上いたしました。この事業は児童扶養手当受給者等いわゆる低所得者のひとり親世帯と住民税均等割が非課税の子育て世帯に児童1人当たり一律5万円を給付する事業となります。

節10 需用費1万円は給付に係る消耗品費を計上いたしました。

節11 役務費9,000円は通知関係の切手代として通信費5,000円。給付に係る振込手数料4,000円を計上いたしました。

節12 委託料68万7,000円はシステム改修業務委託料でございます。

節18 負担金補助及び交付金250万円は先ほど説明いたしました通り、児童扶養手当受給者等、いわゆる低所得者のひとり親世帯と、住民税均等割が非課税の子育て世帯に児童1人当たり一律5万円を支給するものです。50人を見込んでおります。なお、財源は国から子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金で全額措置されます。

12ページをご覧ください。

次に款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 新型コロナワクチン接種事業費2,284万8,000円を計上いたしました。この事業は令和5年春開始接種と、令和5年秋開始接種の関係でございます。春開始接種の対象者は、初回接種1回目と2回目を終了した65歳以上の高齢者。5歳から64歳までの基礎疾患を有する方。医療従事者等及び高齢者施設等の従事者となります。

節1報酬322万2,000円は会計年度任用職員報酬で看護師1人と一般事務1人の計2人分320万円と予防接種健康被害調査委員2人の1回分2万2,000円を計上いたしました。

節3職員手当等140万5,000円は先ほど説明いたしました、会計年度任用職員2人の期末手当38万4,000円。職員の時間外勤務手当等102万1,000円を計上いたしました。

節4共済費58万2,000円は会計年度任用職員の市町村共済組合負担金24万9,000円と社会保険料。これは厚生年金保険料ですが33万3,000円を計上いたしました。

節7報償費339万円はワクチン接種に従事いただきます看護師の報償費162万4,000円と医師の報償費176万6,000円を計上いたしました。

節8旅費13万3,000円は会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償12万9,000円と予防接種健康被害調査委員費用弁償4,000円を計上いたしました。

節10需用費44万円は、接種に関する消耗品費43万2,000円と接種会場の燃料費8,000円を計上いたしました。

節11役務費130万5,000円は希望調査や予診票を発送するための通信費126万円。個別で医療機関で接種された場合の接種先への支払事務手数料4万5,000円を計上いたしました。

節12委託料1,157万5,000円はワクチンの集団接種委託料176万6,000円。医療用産業廃棄物処理業務委託料3万8,000円。副反応救急薬品管理委託料7万5,000円。会場周辺交通整理業務委託料46万2,000円。健康管理システム予防接種対応業務委託料85万8,000円。ワクチン接種運営業務委託料127万1,000円。ワクチン保管用フリーザー保守点検委託料10万5,000円を計上いたしました。

節13使用料及び賃借料79万6,000円はパソコンリース料の3万5,000円と印刷機リース料76万1,000円を計上いたしました。なお、財源は国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等で全額充当予定であります。秋開始接種分についての財源が明確になっておりませんので、変更となった場合は財源の更正をお願いいたします。

13ページをご覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費27万円は、ワーケーション事業の先進地であり、南あわじ市の実態を学ぶための旅費関係で職員3人分を計上いたしました。南あわじ市のワーケーションプランをはじめ、施設の整備、自治体と民間企業との連携

など、先方の担当者と様々に意見交換を行いまして、本町の事業に活かしたいと考えております。

目3 観光費 75万円は湯楽里泉源の送水ポンプが故障しており、リスク分担表に従い町が修繕交換するものです。

款9 教育費、項4 社会教育費、目4 美術館費 474万6,000円を計上いたしました。

節7 報償費 79万6,000円は学習漫画関係の特別展イベントにご来館いただきまず、漫画家の先生方への謝金 44万6,000円と学習漫画イラストコンテストの商品代 35万円を計上いたしました。

節8 旅費 20万円は先ほどご説明いたしました、漫画家の先生方の旅費を計上いたしました。

節10 需用費 60万円は特別展用の消耗品費 30万円とパネル等の印刷製本費 30万円を計上いたしました。

節12 委託料 15万円は、特別展の事業を大学に委託したいと考えておりますのでその分の委託料を計上いたしました。

節17 備品購入費は、学習漫画の購入費として300万円を計上いたしました。

次に歳入の説明です。10ページをお願いいたします。歳出で説明した分を除いて説明いたします。

款19 繰越金に今回の補正財源として1,231万9,000円を計上いたしました。

款20 諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節1 予防接種等徴収金 18万2,000円は町外の方が本町でワクチン設置をされた場合、住所地の自治体から接種費を徴収するものでございます。

14ページ以降に給与費明細書を載せております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番（西 靖邦君） 歳入の10ページなんですけども、款20 諸収入、節1の新型コロナワクチン住所地外接種徴収金なんですけども、この支払い業務の徴収金ですから、他の市町村住民が所在地以外の接種を受けた場合のやつでしょ。この場合の支払い事務は国保連が代行するんじゃないんですか。

保健福祉課長（高木堅介君） この分につきまして、事務は国保連なんですけども、これ1人当たり2,277円接種費用を住所地以外の方が、湯前町外の方が湯前で接種された場合にその分を、例えば熊本市の方とか他県の方とかその分を自治体からこちらにいただくものになります。

7番(味岡 恭君) 12ページのコロナワクチンの接種。ワクチン接種者の見込みは何名ぐらいか、該当者の何パーセントぐらいあたりするんでしょうか。

保健福祉課長(高木堅介君) まず、春接種開始にあたりまして、接種希望調査をとっております。接種希望調査の送付対象者が3,043人ございました。これは初回接種、1回目2回目の接種を完了した12歳以上の方になります。そのうちの春接種の集団接種の希望者が1,212名、39.8パーセントになります。また個別接種の希望者が258名、8.5パーセント。この集団接種と個別接種の希望者が合計1,470名の48.3パーセント。この春接種につきましては65歳以上の方及び基礎疾患を有する方、それから医療従事者、高齢者施設の従事者となります。秋接種につきましては、また再度希望調査をとりますので、それから残りの方というかですね、この倍ぐらいにはなってくるかなと思っております。

総務課長(西村洋一君) 私の先ほどの説明で冒頭、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金のところで、対象の方を令和4年1月以降の家計急変世帯と申し上げましたところ、令和5年1月以降の間違いでございますので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

2番(西 靖邦君) 歳出ですけども11ページですね、款2総務費、目14、節12システム改修業務委託140万ですけども、これどのようなシステム改修で140万が必要なんですかね。そのシステム改修は1項目ですか2項目ですか、それとも沢山あるんですか。

税務町民課長(北崎真介君) 非課税世帯をまず抽出して最終的に案内状というか申請書ですとかそういったものを出して、登録口座を設定しましてそちらに送金するというようなシステムとなっております。そういった改修でございます。ちょっと金額的にどうかというのもございますけれども、かなり全国一斉ですので、相当な人件費がかかるということでこういったことになっております。

2番(西 靖邦君) 登録口座というのは今までもあるんでしょう。こういう業務体制だけの登録口座をまた作成されるわけですか。

税務町民課長(北崎真介君) 今のところシステムのちょっと難しゅうございまして、2年前に行いました口座を引っ張って来てやるというような改修でございます。しかしその間に、世帯主が変わったり、世帯主が転出されたり、お亡くなりになられたりとか、そういったことがございますので、そういったところをまた入力するような改修が必要となっております。

2番(西 靖邦君) 12ページですね、款4衛生費、目4、節1の予防接種健康被害調査委員報酬2万2,000円ですけども、これ健康被害発生に際し、その主としてですね、調査を行う委員さんがやるんですよね。それはどのような方を人選されるん

ですかね。また2人1回分と聞きましたけど予算額の算出根拠とかはどうなったんですかね。

保健福祉課長（高木堅介君） 予防接種健康被害調査委員会というものがございまして、対象者はドクターですとか、その委員の中には保健師も入ってきたかと思えます。この単価1万1,000円につきましては、条例で定めた1人1万1,000円の額でございまして。

2番（西 靖邦君） 15ページなんですけども、給与費明細書なんですけども、時間外勤務手当において100飛んで7万1,000円の増額となっています。これはですね、職員各自の時間単価は違うと思うんですけども、どのように算出されたんですかね。

保健福祉課長（高木堅介君） この時間外勤務手当につきましては、このうちの102万1,000円は新型コロナ関係でございまして。単価はですね、担当保健師等がおります、保健係ですね。の職員の給与から時給を出しまして、予定される時間外の勤務の日数と時間と人数で出しております。

2番（西 靖邦君） 保健師さんとか色々ありますけど、その年収の単価は全部一緒なんですか。

保健福祉課長（高木堅介君） 給与額はそれぞれ違うんですが、平均額で出しております、今回の算出ではですね。以上です。

議長（金子光喜君） 他に質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第1号）」について」を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等の

議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

議長(金子光喜君) 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

- - - - -

議長(金子光喜君) 令和5年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

- - - - -

閉会 午前10時52分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員